

中古住宅にも あります 奨励金

中古住宅流通促進奨励金

最大 **80** 万円

転入加算 20 万円  ※2	市内業者加算 30 万円 ※3
基本一律 ※1	30 万円 

※3

改修工事(リフォーム)を行った契約相手先の所在地が焼津市内である場合に適用されます。(改修工事の合計金額が税抜きで200万円以上)

その他にも制度には詳細な条件があります。

※1

- ・中学生以下の子どもがいる又は夫婦のいずれかが40歳以下の世帯が対象です。
- ・平成31年4月1日～令和4年3月31日の間に住宅及び敷地を契約している必要があります。
- ・中古住宅、土地及び改修工事費の合計額が税抜きで500万円以上。
- ・中古住宅には、中古マンションも含まれます。

※2

対象世帯全員が土地契約日以降に焼津市内へ転入している。
(ただし、平成31年4月1日以降に焼津市から転出し、再び転入した者がいる場合は対象外)



制度の詳細な条件については、下記の事業担当窓口にお問合せいただくか、焼津市ホームページから手引きをご覧ください。

☐インターネット [やいづ 中古住宅流通](#) で検索又は上記の二次元コードを読み取りください。

事業担当窓口 焼津市 住宅・公共建築課 TEL：054-626-2163